

墨 田 区 訪 問 介 護 事 業 者 連 絡 会 規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、墨田区訪問介護事業者連絡会(以下「事業者連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 事業者連絡会は、訪問介護事業者が自らの視点で、介護保険制度における訪問介護事業の業務及び経営等に係わる課題や問題点を速やかに情報交換するとともに、事業者間の連絡を密接にすることにより、質の高いサービスを安定的に提供できるよう、訪問介護事業の資質及び職業倫理の向上を図り、もって介護保険事業者の円滑な推進並びに訪問介護事業者の普及・向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 事業者連絡会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 事業者間の情報交換及び意見交換
- (2) 事業者情報の利用者等への返信
- (3) サービスの質の向上に関する研修、調査及び研究等
- (4) その他事業者連絡会の目的を達成するために必要な事業
- (5) 関係機関等との連携

(組織)

第4条 事業者連絡会には、実行委員会を設置する。

第2章 会員

(会員資格)

第5条 会員は、墨田区内に事業所を有する介護保険法に基づく指定事業者のうち、第2条に目的に賛同する事業者により構成する。

(入会)

第6条 事業者連絡会に入会を希望する事業者は、所定の入会申込書を当会に提出し会費を納入する。

(届出内容の変更)

第7条 会員は、前条の入会申込みの内容に変更があった場合は、当会に届け出るものとする。

(会費)

第8条 会費は年会費(6,000 円)を納入しなければならない。既納入済みの当該等年度分の会費は返却しないものとする。

研修会等で特別な費用を要する場合は、実行委員会の決定により、臨時徴収を行うことができる。この場合は、事前又は事後に全体会へ報告し、承認を得なければならない。

(退会)

第9条 退会を希望する会員は、所定の退会申込書を当会に届け出るものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会した場合
- (2) 会員が事業を廃止した場合
- (3) 1年以上会費を滞納した場合
- (4) 会員の所在不明などにより、事業者連絡会から連絡が不能になった場合

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、全体会において3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 事業者連絡会の名誉を毀損した場合
- (2) 事業者連絡会の設立目的に反する行為をした場合

第3章 実行委員

(実行委員の定数)

第12条 事業者連絡会は、下記のとおり実行委員を置くものとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 庶務 | 若干名 |
| (3) 書記 | 若干名 |
| (4) 会計 | 若干名 |
| (5) 研修リーダー | 1名 |
| (6) 研修サブリーダー | 若干名 |
| (7) 会計監査 | 1名 |
| (8) 広報 | 若干名 |

(実行委員の選任)

第13条 実行委員は、全体会において会員の中から選出する。

- (1) 代表、庶務、書記、会計、広報、研修リーダー、研修サブリーダー、は実行委員の中から互選する。
- (2) 実行委員の中に、会計監査1名を置く。

(実行委員の職務)

第14条 実行委員は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 代表は、以下の職務を遂行するものとする。
 - 1, 代表は、事業者連絡会と関係機関等との連絡調整を図り、事業者連絡会の会務を統括する。
 - 2, 代表は、会員の資質向上のため研修会等の実施に伴う会務を統括する。
 - 3, 代表は、事業者連絡会の運営に関する手続等の庶務について統括する。
- (2) 庶務は代表の指示のもと、会務の実務を担当する。
- (3) 書記は、全体会・実行委員会等の議事を記録する。
- (4) 会計は、会費の徴収、支出に関する事務及び予算・決算に関する事務を行う。
- (5) 研修リーダーは、具体的な研修等の開催に関する会務を統括する。
- (6) 研修サブリーダーは、研修リーダーを補佐し、研修リーダーに事故があるときはその職務を代行する。
- (7) 会計監査は、経理、及び会計事務が公正に実施されているかを監査し、全体会に報告する。
- (8) 広報は、会員及び利用者などへの情報提供を行う。
- (9) 実行委員の報酬は無償とする。

(実行委員の選任)

第15条 実行委員の任期として1年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期の途中での実行委員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第16条 実行委員が次の各号の一に該当する場合は、任期の途中であっても全体会の決議により解任することができる。ただし、その場合は、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めたとき
- (2) 職務上の業務違反その他実行委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(退任)

第17条 実行委員の退任は、本人の申し出があったときとする。

第4章

(運営協議会委員等代表の選任)

第18条 運営協議会委員の任期として3年とする。ただし、再任を妨げない。

代理が可能な会議で代表の都合が悪く出席出来ない時には、実行委員が認めれば代わりに代行しても差し支えない。

(運営協議会委員等の代表職務)

第19条 訪問介護事業者連絡会代表として発言をする。

(運営協議会委員等の代表解任)

第20条 任期途中で病気等での交代を余儀なくされた場合は、実行委員が新たに選任する。

実行委員より選任する。

介護保険運営協議会等の事業者連絡会より人選が必要な場合に於いては、それを実行委員会に一任することとする。

第5章 会議

(会議)

第21条 事業者連絡会の会議は、全体会議と実行委員会とし、全体会は定例会及び臨時会とする。

(構成)

第22条 全体会は、会員をもって構成する。

運営委員会は、運営委員をもって構成する。実行委員会は実行委員会をもって構成する。

(全体会も招集及び開催)

第23条 全体会は、代表が招集する。定例会は、年4回の開催とする。

臨時会は、次の各号に掲げた場合には、開催しなければならない。

- (1) 実行委員会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の1以上の者から代表に開催の請求があったとき

(全体会の審議事項)

第24条 全体会で付議すべき事項は、次の次号に定める事項とする。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 解散
- (3) 実行委員の選任及び解任

- (4) 事業計画及び事業報告
- (5) 予算及び決算
- (6) 会員の身分に関する事項
- (7) その他本会の運営に関する重要な事項

(全体会の決議)

第25条 全体会の議長及び副議長は、出席した会員の中から各1名選出する。

第26条 全体会は、規約において別に定めるほか、会員の3分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成により決議する。
ただし、可否同数の場合は、議長の決するところに従う。

(書面決議)

第27条 やむを得ない理由のために全体会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の会員の代理として表決を委任することができる。

第28条 代表は、全体会での議決又は承認事項を、速やかに会員に知らせなければならない。

(実行委員会の招集及び開催)

第29条 実行委員会は、代表が招集する。

実行委員会は、年6回の開催とする。

実行委員会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 実行委員の過半数から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催請求があったとき

(会計監査の出席)

第30条 会計監査は、実行委員会に出席して質問し、また意見を述べることができる。
ただし、議決に加わることはできない。

(付議事項)

第31条 次の事項に定めのある事項は、実行委員会の決議を得なければならない。

- (1) 全体会の招集及びこれに付議する事項
- (2) 全体会で決議又は承認した事項の執行に関する事項
- (3) その他全体会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 運営規定の制定及び改廃
- (5) 入会の承認

第6章 財務及び会計

(収入)

第32条 事業者連絡会の収入は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入等

(支出)

第33条 事業者連絡会の支出は、総会で決議された予算に基づき、会の目的に沿って行う。

- (1) 実行委員会活動費
- (2) 研修費

(3) 広報費

(4) 予備費

(5) その他、連絡会代表として活動した交通費等

(会計年度)

第34条 事業者連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第7章 補則

(守秘義務)

第35条 事業者連絡会の活動により得られた情報及び成果のうち、特に秘密であると指定されたものについては秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。

附則

この規約は、令和元年5月21日から施行する

この規約は、令和2年5月19日から施行する